

# 鹿児島市立西紫原小学校いじめ防止の基本方針

・時代のニーズ  
・国，県，市の施策

**学校教育目標**  
調和的で創造性に富み，新しい時代にたくましく生きる個性豊かな児童を育成する。

・児童の実態  
・地域，保護者の願い

**【PTAとの連携】**  
・学校のいじめ防止の取り組みの周知  
・教育相談の実施  
・PTAや家庭教育学級等を活用した研修  
・学校評価等によるいじめの実態把握

**いじめ防止対策推進委員会（生き生き生活推進委員会）**  
**【目的】**  
いじめを未然の防止し，いじめまたはその兆候を早期に発見し，いじめに関する事案に対処して，学校組織としてその解決を図る。  
**【組織構成】**  
校長，教頭，生徒指導主任，教育相談係，養護教諭，生活指導部員，関係学級担任，必要に応じて他の教職員等も参加

**【地域関係機関との連携】**  
・スポーツ少年団との情報交換  
・あいご会との連携  
・紫原交番，子ども110番の家との情報交換  
・児童相談所との連携  
・校区民児協との連携

○ **教育活動の重点**  
**1 確かな学力の育成**  
・特別支援教育の充実  
・情報教育，環境教育，国際理解教育等の充実  
**2 心の教育の推進**  
・「心の教育の日」の設定  
・道徳教育の充実  
・一人一人の心に届く積極的な生徒指導の確立  
・人権同和教育の充実  
・花育の推進  
**3 保健・体育・安全**  
・保健指導の充実  
・安全指導の充実  
・給食指導の充実  
**4 信頼される開かれた学校づくりの推進**  
・児童会活動，ボランティア活動の充実  
・家庭・地域との連携を大切にされた共育の推進  
・学級PTAの充実  
・関係機関との連携

**【未然防止に向けた取り組み】**  
1 教職員の取り組み  
ア 児童がいじめ問題を自分のこととして考え，自ら活動できる集団作りに努める。  
イ 日々の授業や学級経営を重視し，わかりやすい授業づくりや，児童が互いに助け合う集団づくりの工夫を行う。  
ウ 道徳や学級活動を重視し，「正義や公正さを重んじる心」や「命の大切さ」などの道徳性を育み，体験活動や日常生活との関連の中で，自尊感情を高める取り組みを行う。  
エ インターネットを通じて行われるいじめに対して，情報モラルの指導を計画的に行う。  
オ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。  
カ 児童理解の時間を毎週の学年会や職員会議などに設定し，情報の共有化を図る。  
キ 職員研修の充実，いじめ相談体制の整備，相談窓口の周知徹底を行う。  
ク 「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」を中心に，適宜児童がいじめの問題について考える時間を設定する。  
2 児童の取り組み  
ア 言葉遣いなどに気をつけながら，お互いを尊重し合う。  
イ 自らがいじめの問題性に気づき，考え，防止に向けて行動する。  
ウ 自分の考えをはっきり言えるようにする。  
3 保護者の取り組み  
ア モラルや規範意識を養うための指導を家庭で積極的に行う。  
イ 教育相談等を充実させながら，学校との連携に努める。  
ウ PTA活動・地域行事へ積極的に参加し，児童の様子を把握する。

○ **生徒指導体制**  
・生き生き生活推進委員会  
・児童を語る会  
・家庭，地域との連携  
○ **教育相談体制**  
・にこにこ調査  
・子ども相談  
・学級PTA  
・啓発資料の活用  
○ **職員研修の充実**  
・事例研修の充実  
・いじめ対策必携の活用  
・いじめの共通理解  
・いじめへの対応  
・ネットいじめへの対応  
○ **児童の主体的な活動**  
・係，委員会活動の充実

**【早期発見に向けた取り組み】**  
1 教職員の取り組み  
ア 児童の声に耳を傾ける。（児童用アンケート，個別面談等）  
イ 児童の行動を注視する。（友人関係，休み時間，生活ノート等）  
ウ 保護者と情報を共有する。（連絡ノート，電話・家庭訪問，PTA等）  
エ 地域と日常的に連携する。（地域行事・関係機関等）  
オ 職員同士で情報交換をする。（放課後，学年会，児童を語る会等）  
2 児童の取り組み  
ア いじめられたり，悩みがあったりするときはすぐに相談する。  
イ 学校内外で問題を発見した場合は，すぐに大人に相談する。  
ウ いじめを見たら，すぐに大人に連絡する。  
3 保護者の取り組み  
ア 体調不良が続くときは，何か心配事がないか確認する。  
イ 児童の通信機器は常に確認し，ネットいじめ等がないか確認する。  
ウ その他の問題があると少しでも感じたら，早めに学校への相談を行う。

**【早期解決に向けた取り組み】**  
1 教職員の取り組み  
ア いじめられている児童や保護者の立場に立ち，詳細な事実確認を行う。  
イ 学級担任等が抱え込むことのないように，学校全体で組織的に対応する。  
ウ 学校は事実に基づき，児童や保護者に説明責任を果たす。  
エ いじめている児童には，行為の善悪をしっかりと理解・反省させるとともに，保護者と連絡を取り，再発防止に努める。  
オ 法を犯す行為に対しては，早期に関係機関（警察等）とも相談して協力を求める。  
カ いじめが解消した後も，保護者と継続的な連絡を行う。  
キ 必要に応じて，各種団体や専門家等の活用を図る。  
2 児童の取り組み  
ア いじめは決して許されない行為であることを再確認する。  
イ 学級全体の問題であることとらえ，よりよい解決方法を考える。  
ウ 一人一人ができることを考え，行動する。  
3 保護者の取り組み  
ア 家庭での児童の変化に注意し，些細なことでも学校に相談する。  
イ ことの重大さを認識させ，家庭での指導を充実する。  
ウ 継続して学校と協力し，今後の学校との連携の方法を話し合う。

